

「防災・減災のための放送利用行動計画（第二次）」

平成 25 年 2 月 5 日

災害関連情報を一人でも多くの住民に迅速、正確、確実に伝えることや、被災地での生活復旧を支える情報を提供し続けていくことは、地域に根差す放送の役割である。そうした放送を防災・減災のために利用し、併せてインターネット等の多様な情報伝達ルートも整備していく本行動計画には、信越総合通信局のほか、次の者が参加している。

地方公共団体（長野県）：別表 1

地方公共団体（新潟県）：別表 2

放送事業者：別表 3

支援事業者：別表 4

大学：別表 5

1. ビジョンの共有

普通のテレビは、停電があると視聴できなくなる。避難中の視聴も難しい場合が多い。このため、災害時のラジオ放送に対して、今も期待が大きい。既にどの世帯にも普及しているラジオ端末であれば、自宅内はもちろん、外出先や、車中や、屋外で作業中の人たちにも情報を届けることができる。

臨時災害放送局は、FM 波（超短波）を使って、市町村等が災害時に限って開局できる臨時かつ一時的なラジオ局である。東日本大震災のときにも多数が開局し、活躍している。最大出力 100W の臨時災害放送局の放送は、最大 20W のコミュニティ FM 放送（以下、「CFM」という。）に比べると、放送波が広域に届く。建物の中にも伝わりやすい。既存の放送設備等を活用して災害時にすぐに開局できるので、いつ起きてもおかしくない災害の被害軽減に向け、準備することができる。周波数利用に余裕がないなどの理由で開局が難しい地域もあるので、災害時にその開局の手続きに手間取って住民への情報提供に遅れが生じないようにする。開局準備があらかじめ周到にできていれば、臨時災害放送局は、防災行政無線を補完する有力な手段にもなるメディアである。

以上のような状況理解に立ち、本行動計画への参加者は、長野県内及び新潟県内の災害被害の

軽減のために、それぞれ主体的に行動する。

1-1 基本方針

災害関連情報を迅速、正確、確実に伝え、被災地で安定した情報提供が続けられるよう、本行動計画への参加者は、次を基本方針として行動する。

1-1-1 市町村間で助け合い、放送事業者が市町村を支援し、放送事業者同士が応援し、支援事業者等が市町村等や放送事業者を災害時に支える関係を、長野県内及び新潟県内に、重層的に形成していく。

1-1-2 臨時災害放送局を開局し放送を継続する市町村等を、近くの放送事業者だけでなく、被災していない地域の放送事業者も応援する支援ネットワークを創設する。

1-1-3 一人でも多くの住民やたまたま被災地に居合わせた旅行者等に災害関連情報を届ける情報伝達を、多様なメディアや情報端末の出現を踏まえて、多ルート化する。

1-1-4 長野県内及び新潟県内の共助関係だけでなく、県境を越えて市町村等や放送事業者が相互に支援し合う関係を構築する。

1-1-5 長野県及び新潟県の外の地域との共助関係も模索する。

1-2 目標

本行動計画への参加者は、次を共通の目標として行動する。

1-2-1 臨時災害放送局の開局支援

1-2-1-1 地域に根差して活動する放送会社は、共助して臨時災害放送局の開局を支援する。

1-2-1-2 信越総合通信局は、臨時災害放送局の効率的・効果的な置局をあらかじめ検討し、「臨機の措置」（電話での免許の申請と付与）に備える。

1-2-1-3 災害の種類や規模、開局の数等により置局は変化するので、開局する市町村等を中心に周辺市町村との共助関係を構築する。

1-2-1-4 放送事業者は、ハードとソフトの両面から臨時災害放送局の放送を支援する。

1-2-1-5 支援事業者は、放送事業者を介し、あるいは自身が行動して、災害関連情報の迅速、正確、確実な提供を支援する。

1-2-1-6 信越総合通信局や市町村等の職員、事業者のスタッフ等が災害時に正しく行動できるよう、その発生を想定した演習を行う。

1-2-2 非常時に連続する平時からの災害関連情報提供

1-2-2-1 CFM 事業者やケーブルテレビ（以下、「CATV」という。）事業者の平時の放送の延長線上に臨時災害放送局の放送を位置付け、災害時に既存のメディアから臨時災害放送局の放送に移行してくるリスナーや視聴者を円滑に受け入れられるようにする。

1-2-2-2 CFM や、CATV のコミュニティチャンネル等は、災害関連情報を平時から充実して非常時に備える。

1-2-2-3 CFM 事業者や CATV 事業者は、地域に密着した情報収集のためのネットワーク強化に取り組み、被災時には生活復旧のための情報拠点として活躍できるよう、準備する。

1-2-3 防災行政無線情報の多ルート化

1-2-3-1 臨時災害放送局の放送業務を受託する CFM 事業者や CATV 事業者の放送スタジオに、市町村等の庁舎発の情報を迅速、正確、確実に伝えて、臨時災害放送局の放送が防災行政無線を補完できるようにする。

1-2-3-2 このため、庁舎から放送スタジオへの情報伝達に、「公共情報コモンズ」（注）を利用する。

1-2-3-3 「公共情報コモンズ」へのデータ入力は、テレビやラジオや CATV、携帯電話、PC、スマートフォン等の多様なメディアや情報端末への情報配信を一度のデータ入力で処理するためにも進める。

注：一般財団法人「マルチメディア振興センター（FMMC）」が開発し、運用している情報処理システム。総務省が平成20年度以来その開発を支援し、当該法人が公共目的のために運営しており、特に、東日本大震災以来、地方公共団体の利用が増加している。

1-2-4 CFM や CATV に頼ることのできない市町村等の応援

1-2-4-1 臨時災害放送局の放送が複数の市町村に届く場合には、市町村等や事業者が広域で協力、連携すれば、必ずしも自身で臨時災害放送局を開局する必要はない。

1-2-4-2 しかし、そうした市町村等や事業者が周辺にも存在しない市町村等もある。防災行政無線の声をそのままラジオ端末で聴けるように放送する方法であれば、自身で開局できるので、そのような市町村等の開局も支援する。

1-2-5 送信設備等の融通

1-2-5-1 被災していない地域から被災した地域に送信設備等を移動し、設置して、放送開始を支援するネットワークを構築する。

1-2-5-2 送信設備を自ら保有していない市町村等は、他の市町村等から送信設備等を借りることも、CFM 事業者の予備機を借りることも、CATV 事業者の支援を受けることもできるが、その費用対効果を検討して、重層的な共助関係を整備する。

1-3 臨時災害放送局の主要な類型

臨時災害放送局は、主に次の三類型（Ⅰ～Ⅲ）のいずれかの方法で開局される。

いずれの類型であろうと、周波数利用上の課題が生ずる場合には、信越総合通信局に早い段階から相談する。信越総合通信局は、災害被害の軽減を最大化する視点から、その課題解決を図るための必要な協議、調整を行う。

1-3-1 類型Ⅰ：CFM 活用型

CFM 事業者のソフトとハードを活用して臨時災害放送局を開局する類型。市町村等と CFM 事業者との間に合意があるときに、信越総合通信局は、当該市町村等の求めに応じて周波数の割当てを検討し、準備する。

1-3-1-1 CFM の送信設備等を利用して臨時災害放送局を開局する場合、制度上は、CFM の放送局が「休止」されて、臨時災害放送局が新たに「開局」される。どのような場合に、どのような条件で臨時災害放送局を開局するのかが、同時にどのように休止するかもあるので、市町村等と CFM 事業者は、あらかじめ合意を形成する。

1-3-1-2 20W 上限の CFM を 100W 上限の臨時災害放送局に切り替えれば、放送波が届く地域は広がる。しかし、それでも届かない地域がある場合に、市町村等は、中継局を開局するのか、別に臨時災害放送局を開局するのか、届く限りの範囲をもってよしとするのかといったことを検討し、計画とする。

1-3-1-3 ただちに講ずることができる対策については、中継局を置局するか等の検討から切り離して、準備を進める。

1-3-2 類型Ⅱ：CATV 活用型

コミュニティチャンネルを持つ CATV 事業者のソフトとハードを活用して臨時災害放送局を開局する類型。災害関連情報を伝えるテレビのコミュニティチャンネルと連携して放送でき、臨時災害放送局の放送開始を知らせたり、ラジオ端末を準備しておくよう呼びかけたりすることで、有線と無線の長所を組み合わせた放送を実現しやすい。

1-3-2-1 地域に密着して取材し、地域から求められる情報を提供する CATV 事業者は、災害時にも地域が必要とする災害関連情報を放送しているだろうから、その番組の音声だけを臨時災害放送局でも放送するにすれば、テレビとラジオの放送にスタッフ等を分散させることなく両方の長所をそれぞれに活かして多数の住民に災害関連情報を提供することができる。CATV 事業者は、送信設備等を

本来保有していないが、テレビ放送のための放送設備やスタジオ、経験豊かなスタッフ等をラジオ放送にも活用できるので、費用を抑えて放送を実現することができる。

1-3-2-2 地域の情報を提供する地域メディアは、地域情報の収集に長けており、特に、高齢者に身近なテレビに、情報を伝えることができる CATV 事業者の役割は大きい。被災者の生活復旧を支援する情報を収集、編集、放送するのに、その放送局としての経験や技術が役に立つ。

1-3-2-3 詳細な情報を提供できる CATV の有線のサービスに、確実に情報を伝えられる臨時災害放送局の無線の放送を組み合わせれば、ケーブル断線のリスクへの対処にもなる。

1-3-3 類型Ⅲ：防災行政無線サイマル型

防災行政無線の音声を臨時災害放送局の放送として同時放送する類型。

1-3-3-1 防災行政無線の臨時災害放送局の声をそのまま放送波に乗せてラジオ端末にも届ける方法は、CFM や CATV に頼ることができない市町村等にも選択できる比較的实现しやすい方法である。占有できる周波数ではないので、平時に防災行政無線と併用できるわけではない。災害時にだけ臨時かつ一時的に開局が認められるものなので、自身で放送する番組を特別に編成するのではなく、防災行政無線の声を屋内や車内など防災行政無線が聞こえにくいところにも届けることができるところが長所である。

1-3-3-2 臨時災害放送局の設備を併設する際には、市町村等は、アンテナの設置場所や電源等を確保しなければならない。アンテナに関しては、一般に、防災行政無線の設備が既にある場所が配線や電源確保には好都合だが、放送波の到達範囲の関係で庁舎から離れた場所を選択したい市町村等があるかも知れない。通常、市町村等は、地理的条件等を踏まえた効果的な立地を検討する専門的な知識や技術を有していないので、支援事業者が市町村等を支援する。

1-3-4 CFM 活用型と CATV 活用型の選択

CFM 活用型と CATV 活用型のいずれも選択できる市町村等が多数ある。

1-3-4-1 CFM 活用型と CATV 活用型で放送波が届く地域が大きく異なることがあるし、それぞれのリスナーや視聴者を臨時災害放送局の放送に誘導しやすいといった長所があるので、両方がそれぞれに臨時災害放送局を開局することも、一概には否定されない。

1-3-4-2 もっとも、周波数利用が逼迫していれば、効率的・効果的な周波数利用が広域で調整される結果として、放送が届く地域の大半が重なるような放送局の開局は他に劣後することがある。

1-3-4-3 被災した地域で臨時災害放送局を開局し、放送を続けていくには、地域の総力が必要な状況が想定される中、市町村等としては、放送業務を二者に委託するよりも、一者に委託して被災者が求める情報を提供させるほうが合理的なこともある。両者が協力、分担して番組制作に当たるといった方法もあり得る。

1-3-4-4 放送主体は市町村等であるので、誰に放送業務を委託するのかを決めるのは市町村等で

ある。その結果、どういふ放送が実現するかが決まる。信越総合通信局は、そうした市町村等の意向を踏まえて、周波数の割当てを検討し、調整する。

1-4 CFM 活用型の開局支援（1-3-1 の詳論）

臨時災害放送局を開局するのに CFM 事業者の放送設備等を利用して開局する場合、臨時災害放送局の放送業務は CFM 事業者が受託して行ふのが一般的なので、CFM から臨時災害放送局の放送に切り替わっても、聞こえていた放送が聞こえなくなるといったことは起きない。一方、臨時災害放送局になることで最大 100W まで増力されると放送が聞こえる地域が拡がり、窓際でしか聞こえなかった放送が建物内の奥の方にも届きやすくなる。

CFM は、放送法に基づき番組編集の自由を保証されており、その休止は、CFM 事業者が自らの意思で行うものでなければならない。

1-4-1 CFM と同じ周波数帯域の利用

1-4-1-1 CFM は、他の放送と干渉しないように周波数が割り当てられている。同じ周波数を、臨時かつ一時的な放送のためにも使えるよう、他の臨時災害放送局には、使用する周波数が干渉を引き起こさないように割り当てる。

1-4-1-2 CFM からの移行で利用周波数の帯域が変わると、CFM のリスナーが混乱する。利用周波数の帯域が同じならば平時のリスナー拡大にもつながる CFM 事業者の協力も得にくくなる。

1-4-1-3 占有はできないものの、CFM から臨時災害放送局に切り替わる場合の利用帯域は、できるだけ同一周波数が利用できるよう、CFM 事業者は、信越総合通信局に対し、開局に向けた準備のできるだけ早い段階で相談する。

1-4-1-4 加えて、一部の市町村等は、災害関連情報を住民に知らせる手段として既に CFM を活用している。利用帯域をあらかじめチューニングした端末を住民に配付している地域では、利用周波数の変更は、現実的でない。

1-4-2 市町村等の費用負担等

1-4-2-1 臨時災害放送局の放送は、市町村等にとって、直接広報の手段である。放送の内容はもちろん、放送の開始や終了、期間や時間帯を決めるのは、市町村等の権利であり、責任である。臨時災害放送局の放送を続けるかどうか市町村等が決め、費用負担も、放送業務を委託する市町村等が決めなければならない。

1-4-2-2 もっとも、市町村等の負担には様々な形があって、一律ではない。CFM 事業者との平時からの関係によっても違う。例えば、災害時対応のために平時から CFM を支援している市町村等は、短期間の放送なら追加的負担はないとの合意があるかも知れないし、災害関連情報を長く続けていく体力のない CFM 事業者の放送継続を支えるために広告収入相当を市町村等が補う方針の市町村等

があるかも知れない。

1-4-2-3 いずれにしても、CFM をベースにするには臨時災害放送局が放送を続けていくその体制と能力が一番の課題なので、市町村等は、CFM 事業者と話し合う。

1-4-3 周辺市町村との連携

1-4-3-1 臨時災害放送局の放送は、周波数を一時的にせよ占用するので、周辺市町村にも放送波が届くのであれば、そこにいる人たちへの情報伝達手段としても活用する。一般に、放送波が届くところは同一生活圈だろうから、市町村が広域に協力、連携して、災害関連情報を共有し提供するようにすることは、いずれの市町村の利益にかなう。

1-4-3-2 CFM 事業者は、平時から放送波を発射しており、リスナーもいるので、こうした連携を形作る際に中心的な役割を果たすように努める。

1-4-3-3 市町村間の情報共有や情報配信に関しては解決しなければならない課題があるだろうから、支援事業者等は、その解決に協力する。

1-5 CATV 活用型の開局支援（1-3-2 の詳論）

臨時災害放送局の放送業務について受委託の関係を市町村等と結ぶのは、CFM 活用型と同じだが、CATV 活用型では一から放送局を開局する必要があるため、周波数利用を周到に準備しなければならない。

CFM 活用型の開局のために必要な周波数の検討がまずあり、その上に、CATV 活用型の開局の是非を重ね合わせて検討していく方法が効率的・効果的な置局につながるだろうが、開局を求めるのは市町村等なので、市町村等が信越総合通信局に相談し、信越総合通信局が必要な協議、調整を行う。

CATV 事業者が臨時災害放送局の置局をどのように支援していくのかについては、CATV 事業者と信越総合通信局が共同で「**ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針**」を策定し、公表する。（注：平成 25 年 1 月 15 日に公表済だが、第二次の行動計画を踏まえて見直しを予定）

1-5-1 CATV 事業者の経験と人材

1-5-1-1 CATV をベースにした臨時災害放送局の放送が、一般に、新しいラジオ番組を作るのではなく、コミュニティチャンネルで放送されている放送番組の音声も臨時災害放送局でも放送するのであれば、コミュニティチャンネルを制作する力をそのまま臨時災害放送局の放送に活かすことができる。逆に、臨時災害放送局として放送することでコミュニティチャンネルでの災害関連情報提供の強化にもつながる。

1-5-1-2 被災者が求める情報は、被災後の時間の経過とともに増大していくので、災害関連情報を

様々な環境下、条件下にいる一人でも多数の住民に届けることができるので、テキストも地図も映像も扱える CATV のコミュニティチャンネルというテレビ放送と臨時災害放送局のラジオ放送とで役割を分担し、連携する。

1-5-1-3 非常時にも落ち着いて情報を伝える訓練を受けているアナウンサー（パーソナリティ）のように、専門性を備えた CATV 事業者のスタッフは、混乱時にも頼れる力になり得る。

1-5-1-4 被災地には、風評を含めて様々な情報が飛び交う。そうした情報の中から伝えるべき情報を仕分けて正しく住民に伝えるところでも、放送局としての経験は役立つ。

1-5-2 地域に密着した情報収集力の活用

1-5-2-1 CATV 事業者は、平時からの取材等を行っているため、地域内の地理に明るく、出来事にも詳しい。非常時に被災地の住民が必要とする情報を収集して、その内容を確認し、伝える能力にも秀でている。

1-5-2-2 市町村等の職員では立場上難しいことも、臨時災害放送局を運営する CATV 事業者であれば、機動的に行動しやすいといった現実的な一面もある。

1-5-2-3 非常時は平時の「地域力」の実力が問われる局面なので、CATV 事業者は、地域の取材力等の強化に平時から取り組む。

1-5-3 ケーブル断線や停電への備え

1-5-3-1 CATV は、多チャンネルや自主番組という長所を持つ一方、大規模な地震等でケーブルが断線すると、停電がなくとも地上テレビも視聴できなくなる短所も持つ CATV への地域の依存度は特に長野県内において高く、全世帯が CATV に加入しているような地域もあるので、断線や停電への対策は、災害時に地域を情報から孤立させないためにも、欠かせない。

1-5-3-2 臨時災害放送局の放送が CATV ケーブルの断線のときにもスタジオからの情報を伝え続けることができれば、こうした対策になり得る。ケーブル断線や停電のために自社のテレビが視聴できなくなっても、自宅や避難先にコミュニティチャンネルの音声をラジオ放送として伝えることができれば、この対策となり得るので、CATV 業界全体としても取り組む。

1-5-4 市町村等の費用負担等

1-5-4-1 平時から無線で放送している CFM 事業者と違って、CATV 事業者の大半は、ラジオ放送に縁遠い。このため、臨時災害放送局の開局を支援するといっても、CATV 事業者が一律に取り組めるわけではない。

1-5-4-2 各社の事情の違いが大きいため、CATV をベースに臨時災害放送局を開局する市町村等は、放送業務を受託する立場にある CATV 事業者とどのような形での開設支援を望めるのか、あらかじめ

話し合う。

1-5-4-3 CATV 事業者の支援については、「**ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針**」に定めてあるので、今後、市町村等と CATV 事業者が話し合い合意した内容は、この方針に反映していく。

1-5-5 周辺市町村等との連携

1-5-5-1 CATV 事業者は営業区域の住民に有料サービスを提供しているので、CATV サービスを提供している地域の住民は加入者でもある点が、CFM 活用型の場合とは異なる。

1-5-5-2 放送波が自社の営業区域とどう重なり、営業区域外の地域にはどう届くのかといった点は、開局支援に当たる CATV 事業者にとって大きな関心事なので、放送波がどう伝搬するのかの情報を市町村等や CATV 事業者が共有し話し合えるよう、支援事業者は、その取組みを支援する。

1-6 防災行政無線サイマル型の開局支援（1-3-3 の詳論）

長野県及び新潟県内には、臨時災害放送局の開局等を CFM 事業者や CATV 事業者に頼ることが難しい地域もある。そうした地域でも、防災行政無線の声を臨時災害放送局の放送でも同時放送するようにすれば、屋内や車内など、防災行政無線が聞こえにくいところに情報を届けたり、防災行政無線が使えない事態のときに臨時災害放送局の放送をもって補えたりする。

送信設備等を購入して災害発生直後の情報提供にも備えるのか、被災地外からの送信設備等の搬入を待って開局するのかといったことは、その費用対効果をもって市町村等が選択する立場にある。

1-6-1 全市町村を対象とする支援ネットワーク

1-6-1-1 防災行政無線サイマル型では、市町村等が自身で開局するが、市町村間の共助や事業者間の設備貸与を待って開局するところもあるだろう。

1-6-1-2 東日本大震災では臨時災害放送局が多数開局し、活躍した。臨時災害放送局への関心が震災後に高まったが、開局準備ができていない市町村等はまだまだ数少ない。

1-6-1-3 本行動計画は、多くの CFM 事業者や CATV 事業者の意思と能力の上に成立している支援ネットワークなので、長野県内及び新潟県内の全ての市町村等に及ぶように仕組みを構築する。

1-6-2 防災行政無線の声を受信する選択肢

1-6-2-1 防災行政無線の声を同時放送する取組みとしては既に CFM を利用する例があり、防災行政無線をそのまま特別なラジオ端末で受信する例もある。臨時災害放送局の放送を CFM や CATV をベースに実現できない市町村等にとっては、既にある事例のような方法も、本行動計画に基づいて防災行政無線の声を同時放送するのも、選択肢である。

1-6-2-2 それぞれに長短があるので、信越総合通信局は、こうした選択についても市町村等の相談に応じる。その結果、臨時災害放送局の放送を選択するということであれば、周波数の割当てを検討、準備する。

1-6-3 生活復旧支援には足りない情報の提供支援

1-6-3-1 東日本大震災では、テレビが映らない停電の最中にも被災者に情報を伝え、通電後も、テレビが放送しない地域情報を細やかに伝え続けたのがラジオ放送であった。臨時災害放送局の放送は、行政発の災害関連情報を伝えるだけでなく、被災地の住民が情報を交換する情報拠点として活躍していた。

1-6-3-2 防災行政無線の声をラジオ放送でも聞こえるようにするだけでは、臨時災害放送局の放送の役割は限られたものになる。防災行政無線の同時放送をできるだけ速やかに開始できるようにすることが先決だが、被災の種類や規模によっては、被災地の生活復旧を情報面で支えていく必要が生ずるので、その支援のための番組提供やスタッフ派遣の可能性を、本行動計画の参加者の中で連絡を取り合い検討し、連携して対処する。

1-7 県域放送の本行動計画への参画

県域放送は、あまねく県内への放送を特徴としている。被災地の被災者のためだけの放送を長期にわたって続けていくことは難しい。情報から孤立しがちな被災地に正しく情報を伝えていくことは受信地域の狭い臨時災害放送局だけでは難しく、また、行政から独立するメディアがその役割を果たしていくことが重要なので、県域のラジオ放送は、県域放送としての番組編集の責任を果たしつつ、支援の具体化にも取り組む。

1-7-1 県域放送事業者によるソフト支援

1-7-1-1 東日本大震災では、被災者が臨時災害放送局のスタッフとして被災地の住民への情報提供を続けた例も多い。CFM や CATV をベースにするにしても、外からの応援が必要になることがあるだろうし、特に、長期化する放送への人的支援がないと、放送を続けていくことが難しい場合もあるだろう。

1-7-1-2 民放の県域放送事業者には放送を専門とする局内外のスタッフが多数おり、臨時災害放送局を支える人的潜在能力は高い。県域放送は、被災時にはまず自身の放送設備等を復旧し放送を回復して放送法 6 条の 2 の「災害の場合の放送」の責任を果たさなければならないが、その上で、非常時の臨時災害放送局に対してどのような支援を行えるかを、民放の県域放送事業者は、今後検討していく。

1-7-2 県域放送事業者と臨時災害放送局の情報連携

1-7-2-1 例えば、CFM や CATV をベースとする臨時災害放送局からの情報やレポートを県域放送でも放送する方法が連携としてあり得る。逆に、県域放送の情報や番組等を臨時災害放送局が番組に取り入れて放送する方法は、特に、臨時災害放送局の放送の期間が長期化するときには互恵の関係になり得る。

1-7-2-2 今後、具体的な連携の方法などを検討し、取り組む。

1-8 臨時災害放送局への免許付与と運用

1-8-1 免許の手続き

1-8-1-1 信越総合通信局は、臨時災害放送局の放送波に割り当てる放送波が他の放送波と干渉を起こさないよう、その免許付与の是非を検討する。

1-8-1-2 開局支援を検討している事業者が複数いるときには、放送主体である市町村等と協議し、調整する。

1-8-1-3 災害の種類や規模、発生地点等は、様々であるし、開局の判断は、市町村の首長等が行うので、周波数利用の成否をあらかじめ決めることはできない。それでも、臨時災害放送局の開局準備を進めておけば、非常時はその応用動作で対処できるので、「臨機の措置」を迅速化できる。

1-8-1-4 信越総合通信局は、「臨機の措置」に伴う手続き、免許期間の考え方等を説明するための「**臨時災害放送局への周波数割当てに関する基本的な考え方**」を策定し、公表する。（注：平成25年度中に公表予定）

1-8-1-5 実際に電波を発射してみてその伝搬をフィールドで検証することは有益なので、信越総合通信局は、市町村等からの求めがあれば、そのための実験試験局免許を付与する。

1-8-2 非常電源の整備

1-8-2-1 臨時災害放送局の開局や放送継続のためには、停電時のための非常電源を備えなければならない。CFM 事業者や CATV 事業者、防災行政無線を保有する市町村等には非常電源の備えが既にあるが、臨時災害放送局の運用のためには追加的に電源が必要になる場合があるので、確認し、用意する。

1-8-2-2 信越総合通信局は、移動電源車を保有しているので、臨時災害放送局の開局や放送継続のために、求めがあった被災地に派遣する。効率的・効果的に派遣できるように、臨時災害放送局の開局に備える非常電源等の状況をあらかじめ把握しておく。

1-8-2-3 移動電源車は、近隣の総合通信局にも配備されているので、大規模災害が発生した場合などには、速やかに被災地に投入する。

1-8-3 臨時災害放送局をめぐる運用ルールの整備

1-8-3-1 臨時災害放送局の放送主体も運営主体も、法令に従う必要がある。また、その行動を規律する制度も存在する。このため、信越総合通信局は、本行動計画に参加する市町村等のために、「**臨時災害放送局の開設等に関する手引き**」を策定し、公表する（注：平成 24 年 12 月 20 日第一版公表済）。被災直後の混乱時に、臨時災害放送局ができるだけ速やかに開局されるよう、また、放送が安定して続けられるよう、放送主体である市町村等に分かりやすく諸手続き等を説明する。

1-8-3-2 臨時災害放送局の運用をめぐるルールについては、放送主体や運営主体が決まり、周辺市町村との話し合いが進み、他のメディアとの分担や連携を模索していく中で、はじめて決まるものも多い。今後、ルール整備に向けて、関係者は、情報を交換しながら、臨時災害放送局が支障なく運営されるよう、協力していく。

1-8-4 演習・訓練の実施

1-8-4-1 本行動計画の行動は、関係者の連携があってはじめて成立するものも多い。このため、一定の災害発生を想定した演習を関係者が協力して実施し、その連携を確認する。

1-8-4-2 市町村等が定期的に実施する防災訓練等の中に組み入れる可能性についても、検討していく。

1-8-4-3 また、臨時災害放送局の放送業務を受託する者は、日常業務の中でスタッフを非常時に備えて訓練し、災害発生に備える。

2. 送信設備等の準備と支援

大規模災害の被災地では、市町村等や、CFM 事業者や CATV 事業者が保有している送信設備等だけでは足りない事態が生じる可能性がある。本行動計画は、送信設備等をあらかじめ持たない被災地の市町村等にも持ち込んで臨時災害放送局の開局を支援しようとしているので、市町村、CFM 事業者、CATV 事業者、支援事業者等が保有する送信設備等を被災地のために最大限有効に活用できるように、行動する。

2-1 CFM 事業者の予備機利用

CFM 事業者は、通常、自身の放送が中断しないように送信設備等の予備を有している。市町村等から臨時災害放送局の放送業務を受託する場合に使用するのは本機であって、予備機は、本機が故障でもない限り、利用することはない。

臨時災害放送局の放送業務を受託する以上、本機の不具合発生に備える予備機は地域のためにも欠かせないが、一方、周辺市町村が臨時災害放送局を一刻も早く開局できるよう、緊急事態への対

処として設備を貸与することには、合理性がある。

2-1-1 予備機の限定的使用

2-1-1-1 災害発生に備えて送信設備等を常備している市町村等は、災害発生直後から防災行政無線を補完する放送を行うことができる。一方、他から設備を借りて放送を開始する市町村等は、設備を搬入し、設置し、それから放送を開始することになる。このため、一定の時間、放送できない状態が続く。

2-1-1-2 最寄りの CFM 事業者から予備機を借りることができれば、臨時災害放送局を開局し放送を開始するまでの時間を短くすることができる。借りる設備が遠方からのものだと到着までに時間がかかるし、大規模地震等では交通路の寸断も起き得る。

2-1-1-3 予備機を貸与するかどうかは CFM 事業者が決めることなので、その意思のある事業者は、貸与を受けたい周辺市町村と災害時支援についてあらかじめ協議し、合意しておく。

2-1-2 予備機不在の早期解消

2-1-2-1 もっとも、CFM 事業者の予備機は、本機に不具合があるとただちに切り替えられるように用意してあるものなので、放送中断を最小限にするために欠かせない設備である。自身の放送が中断するリスクを冒して予備機を貸与するとの判断は、緊急避難的な場合に限られ、予備設備不在の状態を速やかに解消する対策を併せて講じておくべきだろう。

2-1-2-2 予備機不在の期間をできるだけ短くするためには、例えば、次のような対策がある。

- a) 被災地の外からの送信設備等の搬入等をもって速やかに置き換える。
- b) 支援事業者のメーカー等が代替の予備装置を貸し出す。
- c) 「赤い羽根」支援金制度による設備の無償貸与が東日本大震災では実現していたので、そうした制度があれば利用する。

2-1-3 市町村間の共同利用

2-1-3-1 市町村等の中には、災害発生直後から開局できるよう自ら送信設備等を保有しようとするところもあれば、広域の市町村で共同して保有しようとするところもあるかも知れない。

2-1-3-2 送信設備等の価格は、能力や品質等によって幅があり、価格が安ければ単独で、そうでなければ共同で保有するという選択もあるだろうが、共同保有の場合には、多数の市町村が同時に開局を希望する事態も想定し、放送波の到達範囲などをあらかじめ確認して、運用や費用分担を協議し、合意しておく。

2-2 CATV 事業者が保有する設備の利用

2-2-1 被災地から遠い市町村等に大きな被害がなく臨時災害放送局を開局するまでもない場合、CATV事業者は、自身の保有設備を、被災地のCATV事業者等に貸し出すことができる。CATV事業者は、被災地での臨時災害放送局の開局支援に、業界の地域貢献として取り組む。

2-2-2 この支援体制については、「**ケーブルテレビ事業者による臨時災害放送局開局支援の方針**」で具体的に示し、公表する。

2-3 イベント放送等への保有設備の活用

2-3-1 災害が発生した際にだけ臨時かつ一時的に放送を行い、平時には利用されることのない送信設備等は、常に非常時に備えて保守されていなければならない。市町村等は、無線の知識に明るい技術者がいる事業者の保守サービス等を利用するだろうし、CFM事業者やCATV事業者が設備を保守する場合にも、どういう形かはともかく、市町村等が負担する性格のものだろう。

2-3-2 臨時災害放送局の利用が本格化すれば、保守等を伴う設備貸与サービスを市町村等に提供しようとする事業者が現れるかも知れない。さらには、平時には利用されない送信設備等を活用して、地域で開催するイベント会場で臨時の放送局を開局するといった企画をもって町おこしにつなげ、その利用対価で市町村等に貸与する設備貸与サービスの料金を低くすることができるかも知れない。

2-3-3 臨時かつ一時的にしか放送しない設備をイベント放送局（注）に活用するのは、設備の費用対効果を高めるための企画の一つだが、免許がないと放送波を出せない設備をイベント会場等で実際に操作して訓練機会とすることもできる。

2-3-4 さらには、イベント会場に集まる人たちには臨時災害放送局の放送のことを周知できるので、住民の防災意識を向上にもつなげられる。

2-3-5 イベント放送に関心のある事業者は、イベント放送への設備活用を、地域活性化を進めたい市町村等とも話し合い、検討する。

注：臨時かつ一時的に、「国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供する」ための放送を行う放送局。イベントが行われている期間、イベントの各種情報や会場周辺の交通情報、駐車場情報などを提供する目的で開設されている。

3. CATV サービスそのものの災害耐性の強化

臨時災害放送局のラジオ放送は、既に普及しているラジオ端末が使えて、車中や避難先でも聴くことができ、断線や停電にも強い。反面、音声の放送なので、聴覚に障害のある人には不向きで、伝えられる情報量は少なく、聞き逃すと繰り返されるまで情報を確認できない。こうした短所は、テキストや地図、映像なども伝えられるコミュニティチャンネルがあれば補えるので、CATV 事業者は、そのサービスでの災害情報提供を強化することで一人でも多くの住民に情報が伝わるよう、取り組む。

3-1 使い慣れたテレビ端末への情報提供

3-1-1 少子高齢化が進む地域社会への対応

3-1-1-1 長野県も新潟県も、少子高齢化が急速に進んでおり、地域社会内の共助がますます重要になってきている。それとともに、共助を支える情報ネットワークの役割も高まっている。

3-1-1-2 どの家にもあるテレビ端末とラジオ端末、大量の情報を伝えられるケーブルと断線や停電に強いワイヤレスの組合せは、災害関連情報を提供する上で望ましい組合せであるし、平時の住民への告知サービスなどでも活用の道がある。

3-1-1-3 災害時、防災行政無線や広報車等は、直接広報の手段であり、テレビやラジオ等は、放送局等を経由した間接広報の手段である。テレビ端末は、そうした情報伝達手段の中でもっとも身近で、音声以外の情報も伝えることができるので、CATV 事業者は、日頃から地域社会の情報を地域に伝える機能を高めるよう、取り組む。

3-1-2 非音声の情報の伝達力強化

3-1-2-1 災害時に、テレビの放送番組を中断し、あるいは割り込むようにして防災行政無線の声を放送することは技術的には難しくはないので、その声を CATV のチャンネルで同時放送することも住民に危険回避行動を促す一つの方法である。

3-1-2-2 一方、地上デジタルテレビ放送等の再送信に、こうした情報を割り込ませることはできない。このため、常時、警報を知らせるには、自動起動する携帯端末をケーブルの端末として配備して、コミュニティチャンネルと組み合わせて災害関連情報を伝えていく方法もある。

3-1-2-3 避難指示などの情報は、CATV のシステムが「公共情報モنز」からデータを受け取り、テレビ端末やそれに連動する自動起動端末でもって表現すれば、多数の住民に危険回避行動を促すことができる。

3-1-2-4 外国からの観光客、長期滞在する外国人、留学生や外国人就労者などに母国語で避難誘導を行うといったことは、ラジオ放送では難しいが、CATV のシステム全体の中であれば実現していく

方法もあるので、国際的に開かれた地域社会に移行していくためにも、災害関連情報の外国語対応を進める。

3-1-2-5 外国語での放送だけでなく、聴覚に障害のある人たちへの情報伝達も、ラジオ放送とは違う手段を併せて整備していく中で、強化していく。

3-2 防災行政無線を補完する CATV サービス

3-2-1 防災行政無線の宅内端末の補完・代替

3-2-1-1 信越は寒冷地のため、窓は二重サッシで密閉性の高い住宅が多い。特に冬季の風雪は厳しいので、拡声機の声は聞こえづらく、宅内端末へのニーズは高い。

3-2-1-2 アナログ防災行政無線の設備・端末を更新できない、そもそも同報系防災行政無線が未整備といった市町村は全国的にも数多い。東日本大震災後は、宅内端末での受信ニーズが一段と高まっている。

3-1-1-3 臨時災害放送局の放送は、帯域を占有できない、臨時かつ一時的な放送であり、音声しか伝えられないので、臨時災害放送局の放送が防災行政無線の代わりになることはない。

3-2-1-4 本行動計画は、このような臨時災害放送局の放送の限界を踏まえて、ラジオ端末だけでなく CATV、スマートフォン等の情報端末などへ災害関連情報を伝えていこうとしており、これら端末に情報提供していくためのいわば“プラットフォーム”を整備しようとしている。その中で、CATV はどのような役割を果たせるかを、CATV 事業者は、検討していく。

3-2-2 宅内端末の進化

3-2-2-1 防災行政無線の声を屋内や車内でも聞こえやすくするだけであれば、ラジオ端末への放送で足りる。しかし、CATV サービスとして災害関連情報の提供を強化し、断線や停電の際にその情報を屋外にも持ち出せるようにするには、音声放送のラジオ端末のままでは難しい。デジタル防災行政無線の宅内端末を補完・代替できるだけの端末能力が必要になる。

3-2-2-2 アナログ地上放送の“跡地”を利用するマルチメディア放送（注）の制度化を総務省が準備していることから、これを防災に利用することを検討している地方公共団体もある。CATV 事業者としては、災害時に地域の情報拠点となる上でこうしたメディアとどう関係していくのかを、検討していく。

注： 地上デジタルテレビ放送への移行で誕生したアナログテレビ放送の周波数を利用する、新しいデジタル放送の一種。一部の帯域については、県域を原則とする放送として総務省が制度設計を進めている。防災・減災への利用については、平成 25 年 1 月現在、東北、関西等で実証実験が進められている。

3-2-3 災害時に持ち出せる端末のイメージ

3-2-3-1 CATV 事業者は、ケーブル断線や停電の際にも自宅で使え、屋外にも持ち出せる端末配備の可能性を検討する。今後の情報端末の進化にも対応した端末の機能は、次のようなイメージである。

- a) 平時から CATV 回線経由の情報端末として利用できる。
- b) 災害時には臨時災害放送局の放送を受信できる。
- c) 県域ラジオ放送を受信できる。
- d) マルチメディア放送の導入時にはその緊急警報放送（EWBS）を受信できる。

3-2-3-2 マルチメディア放送も受信できる端末を防災行政無線の宅内端末に替えて導入することを検討している地方公共団体の動向等を注視しながら、CATV 事業者としての適応を検討していく。

4. 「公共情報コモンズ」の利用

本行動計画は、開局した臨時災害放送局が迅速、正確、確実に災害関連情報を伝えられるよう、「公共情報コモンズ」を利用するが、「公共情報コモンズ」を利用する目的は、それだけではない。臨時災害放送局の放送を含めて、災害関連情報を多様なメディアや情報端末に提供していく手段として、積極的に活用していく。

4-1 「公共情報コモンズ」を利用する理由

4-1-1 庁舎と放送スタジオを結ぶ情報伝達手段

4-1-1-1 臨時災害放送局の運用を CFM 事業者や CATV 事業者に委ねるのは、既にあるハードやソフトを活かせるほか、放送事業者のスタジオからの放送ならば、仮に市町村の庁舎や設備等が被災して防災行政無線が作動しないときにもラジオ端末に情報を伝えられることが理由として大きい。ただし、それには、市町村等の庁舎と放送事業者のスタジオの間の情報伝達が、迅速、正確、確実でなければならない。

4-1-1-2 例えば、避難指示が発令されたことを、臨時災害放送局の放送でも防災行政無線と同じタイミングで知ることができることが大事で、それには、放送事業者のスタジオに時間差なく放送すべき情報が伝わる仕組みが欠かせない。この、ほぼリアルタイムに情報を伝達する手段に、「公共情報コモンズ」を利用する。

4-1-1-3 「公共情報コモンズ」であれば、市町村等は、新しい情報システムを構築することなく、利用をただちに開始できる。

4-1-2 広域化する生活圏の情報共有手段

4-1-2-1 通学や通勤などの生活圏は、車の普及などによって周辺市町村へと拡大している。外出先でも自宅周辺の様子を知り、留守居の家族は学校や職場のある地域の情報を入手できる状況が安心へとつながる。「公共情報コモンズ」は、広域で災害関連の情報を取り扱うことができ、その情報を利用することで、生活圏を同じくする多数の市町村等が情報を共有できる。

4-1-2-2 臨時災害放送局の放送が届かない地域の情報も、「公共情報コモンズ」に入力をすれば、例えば、県域放送やインターネット経由で、広域での情報共有が行える。

4-1-2-3 放送スタジオから周辺市町村の情報も放送するには、市町村等が入力する情報をそのスタジオでリアルタイムに把握できなければならないが、把握したものをどのように住民に伝えるのかを、広域の市町村等で話し合い、合意を形成する。

4-1-3 多様化するメディアと情報端末への対応

4-1-3-1 テレビやラジオの放送、エリアメール、インターネットサイトなど、メディアの種類が増え、情報端末も多様化が進んでいる。災害関連情報を伝える手段がますます多様になる一方で、災害時の市町村等の職員の対応には限界がある。

4-1-3-2 職員の負担が増せば、ミスも生まれやすくなる。そうでなくても、タイムリーな情報提供が難しくなる。災害対応で現場は混乱していても、多様なルートで、正確に、迅速に、確実に、住民に情報を伝えられるよう、「公共情報コモンズ」への一度のデータ入力をもって多様なメディアや情報端末に一元的に対処できるようにする。

4-1-2-3 入力する情報の表現方法などをできるだけ統一することも課題になる。市町村等が入力したデータをシステムが自動処理するには、市町村等の表現が違っていると不都合なので、本行動計画への参加者は、協力して取り組む。

4-1-4 被災地の生活復旧支援のための情報提供

4-1-4-1 東日本大震災の被災地では、壁新聞や地元紙、ラジオ放送、インターネットの掲示板、SNSなど、様々なメディアが被災者の暮らしを支え、人と人を結ぶネットワークを形作り、生活復旧の一助となった。

4-1-4-2 東日本大震災では、インターネットだけが取り扱えた情報があり、支援活動等に活躍した。しかし、一人でも多くの被災者等に情報を提供していくためには、インターネットの側の情報を、放送等の手段によっても提供していくことが重要だ。

4-1-4-3 避難指示を知らせる情報は、要領を得たメッセージを行政発で繰り返し伝えることが大事である。一方で、時間の経過につれて被災者が求める情報は多様化する。被災地で救護活動に当たるNPO発の情報や、市中の商店再開の情報なども被災者に伝えていくためには、行政発ではない情報も取り扱う必要がある。「公共情報コモンズ」と役割分担し、連携しながら被災地が求める情報を提供

していく、いわば災害関連情報のプラットフォームが形成されていよう、取り組む。

4-1-4-4 臨時災害放送局の放送業務を市町村等から受託する CFM 事業者や CATV 事業者は、市町村等が入力するデータを放送として伝えるだけでなく、市町村等の業務として、被災地の生活復旧を支援するための情報を「公共情報コモンズ」に入力することができる。

4-1-4-5 CFM 事業者や CATV 事業者は、平時には、地域の情報拠点として機能している。その延長線上で、災害時にも被災者間の情報を仲介する役割を果たし、拠点間で情報を交換して共有する機能を果たすことができれば、被災地の生活復旧を支援するネットワークが誕生するので、CFM 事業者や CATV 事業者は、このネットワーク作りに協力して取り組む。

4-1-5 避難生活を遠方でおくる避難者への情報伝達手段

4-1-5-1 東日本大震災のような広域大規模な災害が発生すると、多数の被災者が被災地をやむなく離れていく。中には、遠方の親族等を頼る人もいるだろう。こうした人たちに情報を伝え続けることが難しく、被災地の市町村等にはその手段が必要というのが、東日本大震災の教訓である。

4-1-5-2 臨時災害放送局の放送では、限られた地域にしか放送は届かない。CFM にしても、CATV にしても、視聴できる地域に限りがある。市内の避難所はともかく、遠方に避難している人たちへの情報伝達を放送に頼ることは難しい。メールという方法も、アドレス管理などが難しく、被災時の混乱の中ではあまり現実的ではないので、アドレスが分からなくても伝えることができる手段を準備する。

4-1-5-3 「公共情報コモンズ」に入力された情報を PC やスマートフォン等に配信する方法は、利用者の側で登録すると自身に関係する情報が自動的に送られてくるようなアプリケーションにもつながっているので、支援事業者は、その可能性に取り組む。

4-2 入力データの活用と地方公共団体の参加

4-2-1 情報の発信者と伝達者が 1 対 1 に情報をやり取りする方法では、発信者や伝達者の数が増える度にシステムが複雑化する。「公共情報コモンズ」は、発信者の入力を簡略にし、受信者が入手できる情報を増やす仕組みである。情報を一定の標準仕様に準拠して入力あるいは出力する共通の基盤（コモンズ）の誕生を意味する。

4-2-2 「公共情報コモンズ」の出力に関しては、既に、一部の放送事業者の放送システムとの連携が進んでいる。また、入力に関しても、県の防災システム経由の接続が各地で進んでいる。ただ、市町村等が入力したデータがただちに住民に配信されている事例はまだ少なく、本行動計画では、これを実現する。

4-2-3 長野県内及び新潟県内での「公共情報コモンズ」の利用は、出力、入力ともにまだ限定的である。しかし、多数の市町村が発がデータを入力するようになり、CFM 事業者や CATV 事業者がその放送

で積極的にそのデータを伝えるようになり、エリアメールやスマートフォンでの配信等によって住民が外出中にも情報を受信できるようになり、旅行者等にも危険回避行動を呼びかけることができるようになれば、市町村等は、その費用対効果から「公共情報コモンズ」の利用に進むだろう。

4-2-4 「公共情報コモンズ」の利用が県内の一部のみにとどまる場合、例えば、避難指示の発令を入力している市町村では住民に情報が伝わるが、入力していない市町村では伝わらず、避難指示が発令されていないと誤解されてしまう状況になりかねないので、「公共情報コモンズ」の利用が面的に広がるよう、信越総合通信局は、関係者と協力して取り組む。

4-2-5 入力するデータが住民の危険回避行動を促し、生活復旧に役立つほどに、市町村等には、「公共情報コモンズ」に迅速、正確に入力する意欲が高まる。情報を伝達する側は、迅速、正確に入力されるほど、その入力を信頼して住民に伝えようとし、危険回避行動や生活復旧につながる。「公共情報コモンズ」のいわば「入口」と「出口」を同時に強化することが地方公共団体の参加意欲につながり、災害関連情報の提供を活発にするので、本行動計画を通じて、この課題に取り組む。

4-3 大学の役割

4-3-1 誰でも情報の発信者になり得るのがインターネットの特徴であり、東日本大震災では、その力が存分に発揮された。しかし、混乱する被災地では、住民の多数がインターネットから情報を入手し活用できていたわけではない現実もあった。

4-3-2 メディアや情報端末の多様化、高度化は、情報の伝達を、多層、多重にする。行政だけでなく被災地の団体や機関、例えば、大学が被災地の学生や大学周辺の被災者のために積極的に情報を発信していくといった取り組みも多層、多重な情報伝達の一つなので、大学は、地域に根差す公共的な機関として、積極的に取り組む。

4-3-3 多様な災害関連情報の提供を可能にし、情報伝達手段の多様化を支え、新しい無線技術を活用し、放送とネット利用の連携を進めるための技術開発等に大学は取り組む意思と能力がある。CATV 事業者や支援事業者、地方公共団体とも協力しながら、大学は、そうした課題の解決に取り組む。

4-4 インターネットに接続された情報端末への配信強化

「公共情報コモンズ」には、ネット企業も参加している。こうした企業のシステムが「公共情報コモンズ」のシステムと連携すれば、市町村発の情報がインターネットに接続された情報端末を経由して住民に届くようになる。スマートフォンのような端末にアプリケーションをダウンロードし、あらかじめ登録した地域の情報は

もちろん、災害時にたまたま居合わせた地域を端末に搭載されている GPS で特定してその周辺の情報を入手するといったことも技術的には実現できる。実家のあるふるさとの情報や、旅行先での情報を入手することができるようになる。

また、災害時にはインターネットは、情報の収集、整理に活躍するが、行政発の情報は、被災者が求める重要な情報に違いなく、インターネットの側での活用も進めていく。

放送と違ってネットワークの断線や輻輳のリスクはあるものの、それでもインターネットのパケット通信網は、高い耐災害性を有している。特に、二重、三重の伝達ルートを追求する中であっては、強力かつ個性的な伝達手段になり得る。

4-4-1 説明責任と希望市町村等に限った配信

4-4-1-1 放送では、「公共情報コモンズ」の情報は番組の素材であって、例えば、臨時災害放送局の放送については市町村、CATV 事業者のコミュニティチャンネルの放送については CATV 事業者に放送法上の編集の責任を負う。一方、インターネットサイトでの情報配信では、情報を伝える主体は放送局ではないので、放送法上の編集責任は問題にならない。

4-4-1-2 このような背景があるので、本行動計画においては、「公共情報コモンズ」に入力された市町村のデータを配信する際、入力される全てのデータ項目を配信するわけではないこと、入力データは編集されずに自治体が入力したままに配信されること、情報が間違っていた場合には迅速に修正・訂正する体制を備えていること等を市町村等に対して説明する。その上で市町村等の意思を確認しながらデータを配信するようにするのが望ましい。非常時と平時とでは事情は異なるし、避難指示のような情報と被災者の生活支援情報とでも違いがある可能性もあるが、情報を発信する側と情報を伝達する側でどのように情報を取り扱い配信するのかのルールを今後検討することにして、当面は、上述の方針の下に行動する支援事業者を、本行動計画の参加者は歓迎し、応援する。

4-4-1-3 入力されたデータを自動処理するには、データ入力システムとの連携や、入力データの用例が問題になる可能性があるので、その課題解決に、関係者は、協力して取り組む。

4-4-2 配信アプリケーション等の開発

4-4-2-1 「公共情報コモンズ」は、平時にも行政情報の配信に利用して良いシステムである。臨時災害放送局は、臨時かつ一時的な放送しか行えないが、「公共情報コモンズ」は、臨時災害放送局の放送のためだけでなく、多様なメディアや情報端末への情報配信手段としての利用が進むよう、支援事業者等は、それぞれの分野で、自治体クラウド、端末機器、サイトのアプリケーション等の開発に取り組む。

4-4-2-2 また、「公共情報コモンズ」は、各種の生活インフラの情報、例えば、道路やバスや水道といった公共サービスの情報も提供できるシステムとして設計されていて、そうした利用について話し合っている地方公共団体等もある。そうした情報の全てを「公共情報コモンズ」が一手に引き受けるのでなくとも、

複数のシステムが互いに連携していくことで災害関連情報の提供が充実し、信頼性を増し、社会的に広く受け入れられるようになることが重要である。このため、支援事業者等は、それぞれに社会システム全体の中で果たす自身の役割を認識して、他のシステムとどのように連携していくのかを検討し、課題解決に取り組む。

4-5 情報共用のためのルール整備

4-5-1 本行動計画には多数の市町村等が参加している。その中には、避難指示のような情報だけでなく、被災者の生活復旧を支援する多様な情報も積極的に発信しようとし、その準備という意味合いからも、平時にも行政情報の発信に利用しようとする市町村等も次第に増えてくるだろう。

4-5-2 市町村が広域で災害関連情報を供用し、放送事業者の放送やポータルサイト事業者等の配信に利用し、システムが特にその利用を自動的に処理しようとする、共通の“約束事”を必要とし、参加する市町村等が増加するほど、その重要性は高まる。

4-5-3 自動的に処理するための“文法”や“用例”、例えば、同じ意味のメッセージは市町村が違ってても同一に表現されるといったことは、データの入力を担当するクラウドサービス事業者、データ放送で出力するCATV事業者、インターネットで配信する事業者等の間で、入力されたデータを正しく理解し、正しく処理し、正しく伝えるために統一するか、“翻訳”できるようにする必要があるので、対策を検討する。

4-5-4 こうした共通化のためには、入力時におけるシステム上の工夫が有用なので、市町村等に操作方法や“文法”や“用例”を理解してもらうための利用マニュアルを作成するといったことにも、関係者は、取り組む。

4-6 「公共情報コモンズ」へのデータ入力のためのクラウドサービス

4-6-1 「公共情報コモンズ」へのデータ入力にクラウドサービスを利用する長所の一つは、インターネットが利用できる環境下であれば、どこからでもデータを入力することができ、専用ブラウザをインストールしたPC等からはいつでもそのデータを確認することができる点にある。被災で庁舎に立ち入れなくても、避難先や仮庁舎でデータの入力や確認が行える。

4-6-2 パケット通信網を利用するので、特別な回線費用がかからず、電話やファクスに比べてネットワークの寸断や輻輳にも強いのも長所である。

4-6-3 本行動計画では、市町村等が「公共情報コモンズ」へのデータ入力を特別なシステム構築や改

修によらずに行えるよう、支援事業者がクラウドサービスを開発、提供し、当面の間（平成 25 年度末まで）、無償で提供する。

4-6-4 クラウドサービスを利用して実際に「公共情報コモンズ」を利用することにより、市町村等は、行政独自に防災システムを構築するのか、商用クラウドサービスを本格利用するのかといった判断を行えるようになるので、速やかな参加を検討する。

4-6-5 ただし、新潟県内の市町村等に関しては、県に報告等を行うための防災システムが既にあるので、新潟県の防災システムと「公共情報コモンズ」のシステムを連携して、両システムに共通する情報の入力項目については一度の入力で足りるようにすることが望ましい。県の防災システムへの入力とは別に、住民への情報伝達のための入力を市町村等が行うことにすると、入力作業が二重になってしまい、災害時のデータ入力の一元化による市町村等の負担軽減が遠のく恐れがあるからである。

4-6-6 逆に、CFM や CATV に加えてエリアメール、スマートフォン等による情報配信が進めば、市町村が迅速、正確、確実にデータ入力する動機が高まり、県のシステムへの入力にも好影響が及ぶと期待できる。

4-6-7 このため、新潟県の防災システムへのデータ入力が同時に「公共情報コモンズ」への入力にもなるよう、システム対応の方策を速やかに検討して対処する。

4-7 システム連携の課題

4-7-1 被災者が求める多様な情報をどのように処理していくのかは、行政の防災システムにとっても、「公共情報コモンズ」のシステムにとっても、クラウドサービスのシステムにとっても、さらには放送事業者のシステムにとっても、それぞれが進化する中で互いの関係を模索することによって決まってくる。

4-7-2 例えば、被災地の生活復旧を支援する情報は、県の防災システムの入力項目になく、しかし、市町村の中には、独自にシステムを開発し、運用しているところもある。各種のシステムをどう組み合わせしていくのかは、自治体クラウド等の今後の進展も見通し、短期・中期・長期の展望をもって検討する。このため、関係者が協力し、連携して取り組む。

4-7-3 中でも、重要性、緊急性の高い情報については、課題の解決を先送りしないで速やかにシステム間の連携に取り組み、迅速、正確、確実に情報を伝えられるよう、取り組む。

別表 1 : 地方公共団体 (長野県)

長野市
松本市
上田市
岡谷市
飯田市
諏訪市
須坂市
小諸市
伊那市
駒ヶ根市
中野市
大町市
飯山市
茅野市
塩尻市
佐久市
千曲市
東御市
安曇野市
佐久穂町
軽井沢町
御代田町
立科町
長和町
青木村
下諏訪町
富士見町
原村
辰野町
箕輪町
南箕輪村
中川村
宮田村

高森町
阿智村
泰阜村
喬木村
豊丘村
木曾広域連合
上松町
南木曾町
木曾町
木祖村
王滝村
大桑村
麻績村
生坂村
山形村
朝日村
筑北村
池田町
松川村
白馬村
小谷村
坂城町
小布施町
高山村
山ノ内町
木島平村
野沢温泉村
信濃町
飯綱町
小川村
栄村

別表 3 : 放送事業者

(コミュニティFM放送事業者)

[長野県内]

あづみ野エフエム放送株式会社

飯田エフエム放送株式会社

エルシーブイ株式会社

株式会社エフエムとうみ

株式会社エフエム佐久平

株式会社ながのコミュニティ放送

軽井沢エフエム放送株式会社

[新潟県内]

エフエム角田山コミュニティ放送株式会社

エフエム上越株式会社

株式会社エフエムしばた

株式会社エフエムとおかまち

株式会社エフエム新津

株式会社エフエム雪国

株式会社柏崎コミュニティ放送

株式会社けんとう放送

燕三条エフエム放送株式会社

長岡移動電話システム株式会社

(ケーブルテレビ事業者)

[長野県内]

あづみ野テレビ株式会社

株式会社飯田ケーブルテレビ

伊那ケーブルテレビジョン株式会社

株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ

株式会社上田ケーブルビジョン

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳

エルシーブイ株式会社

株式会社コミュニティテレビこもろ

佐久ケーブルテレビ株式会社

株式会社信州ケーブルテレビジョン

須高ケーブルテレビ株式会社
蓼科ケーブルビジョン株式会社
テレビ北信ケーブルビジョン株式会社
株式会社テレビ松本ケーブルビジョン
丸子テレビ放送株式会社
[新潟県内]
株式会社エヌ・シー・ティ
株式会社ニューメディア 新潟センター
コミュニティネットワーク佐渡
上越ケーブルビジョン株式会社

日本ケーブルテレビ連盟信越支部

(県域放送事業者)

[長野県内]
信越放送株式会社
長野エフエム放送株式会社
日本放送協会長野放送局
[新潟県内]
株式会社エフエムラジオ新潟
株式会社新潟放送
新潟県民エフエム放送株式会社
日本放送協会新潟放送局

別表 4 : 支援事業者

株式会社NHKアイテック

株式会社NTTデータ

株式会社MTS & プランニング

DXアンテナ株式会社

株式会社電算

株式会社パスカル

BAN – BAN ネットワークス株式会社

株式会社日立国際電気

株式会社フロムいわて

ホーチキ株式会社

株式会社メイテツコム

ヤフー株式会社

山形カシオ株式会社

ワキヤ技研株式会社

別表 5 : 大学

信州大学 (広報室)

信州大学総合情報センター